

戸籍届出をされた方へ～戸籍の氏名の振り仮名について～

令和7年5月26日から、戸籍の記載事項に追加された「氏名の振り仮名」についてご説明します。

● 本籍地から通知ハガキが届きます

令和7年5月26日時点の本籍地から、戸籍に記載予定の振り仮名が印字された通知ハガキが届きます。必ず内容をご確認ください。（通知ハガキには本日の届出前の戸籍の情報が記載されています。）

※本日提出の届書に記入した振り仮名ではなく、通知ハガキに記載された振り仮名が戸籍に記録されます。必ずハガキをご確認ください。

● 自動的に振り仮名が記載されます

令和8年5月26日以降順次、通知ハガキに記載された振り仮名が自動的に、戸籍及び住民票に記載されます。※本日の届出で「氏」が変更した方は、「変更後の氏」の振り仮名が戸籍に記載されます。

● 通知ハガキの振り仮名が誤っていた場合、届出が必要です

通知ハガキに記載された振り仮名に誤りがある場合、正しい振り仮名の届出が必要です。届出は本籍地又は届出人の所在地の区役所の戸籍窓口のほか、本籍地への郵送、マイナポータルでも行うことができます。※文京区の窓口は、氏名の振り仮名届出窓口（文京シビックセンター地下二階）です。

● マイナポータル利用の注意点

本日の戸籍届出後、マイナポータルで記載予定の振り仮名確認及び振り仮名の届出ができるようになるのは、約1～2か月後となる見込みです。振り仮名の届出をお急ぎの場合は、窓口でお届けください。

● 届出できる方

- ・氏の振り仮名の届出：筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は配偶者）
- ・名の振り仮名の届出：15歳以上の戸籍に記載されている本人（未成年者は親権者が届出可能）

● 届出できる期間

令和7年5月26日から令和8年5月25日まで

例) 婚姻届と戸籍に記載される振り仮名の関係について

	婚姻後の筆頭者	配偶者
婚姻前氏名	白山 太郎	本郷 花子
婚姻届に記入したヨミガナ	ハクサン タロウ	ホンゴウ ハナコ
婚姻後氏名	白山 太郎	白山 花子
通知ハガキに記載された振り仮名	シロヤマ タロウ	ホンゴウ ハナコ
令和8年5月26日以降戸籍に記載される振り仮名	シロヤマ タロウ	シロヤマ ハナコ
	→この場合、正しい氏の振り仮名「ハクサン」について、令和8年5月25日までに届出が必要です。	

制度の詳細は法務省ホームページからご確認ください。



【問い合わせ先】

法務省コールセンター 0570-05-0310(ナビダイヤル)

文京区氏名の振り仮名コールセンター 0570-00-0703(ナビダイヤル)

戸籍の届出と併せて氏名の振り仮名の届出をされた方へ

○戸籍の届出による変更及び振り仮名が反映されるまでの期間は、文京区が本籍の場合1か月程度かかります。

（文京区以外が本籍の場合はさらにお時間がかかります。至急戸籍証明書が必要な場合は、本籍地の市区町村までお問合せください）

○住民票に振り仮名が反映されるのは、文京区での戸籍の記載等が完了した後になります。

○マイナンバーカードへ氏名の振り仮名が記載できるようになるのは令和8年度以降の予定です。

○振り仮名を変更した場合は、以下の内容を必ず確認してください。

- ・年金の受け取りなどに指定している金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きが必要です。
- ・その他振り仮名の登録をしているもので変更が必要な場合は、お手数ですがご自身で忘れなくお手続きいただきますようお願いします。